

※個人情報保護の観点から、内容について一部記号化しています。

南伊勢町告示第 93 号

住民監査請求監査結果について

このことについて、地方自治法第 242 条第 4 項の規定により告示する。

平成 27 年 7 月 29 日

南伊勢町代表監査委員 三矢 勤

南伊勢町監査委員 中山 盛

記

別 紙

南 監 第 11 号
平成 27 年 7 月 29 日

監査請求人 様

南伊勢町代表監査委員 三矢 勤

南伊勢町監査委員 中山 盛

住民監査請求について（回答）

平成 27 年 6 月 8 日付で提出された住民監査請求について、地方自治法 242 条第 4 項に基づき監査した結果は次のとおりです。

1. 請求の要旨

請求書及び陳述の内容により、請求の要旨を次のように判断した。

南伊勢町は、本件請求人 A（以下「請求人」という。）から提出された証拠 1 番公図記載の斜線部分、南伊勢町〇〇△番地横の土地（以下「本件土地」という。）上に私人である B（〇△△番地）所有の納屋が建設されているのを認識しつつ、漫然とこれを放置している。

本件土地は公有財産であるが、町所有の土地を私的に独占させたままにしていることは、財務会計上違法かつ不当である。

2. 請求の趣旨

地方財政法では「地方公共団体の財産は常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」（第8条）として、管理と運用の原則が定められている。本件土地は国から譲与を受けた里道（通称赤道）であり、町が所有、管理する法定外道路にあたるため、私人に不法占拠させこれを放置しておくことは違法かつ不当に財産の管理を怠っているといえる。

よって監査委員は、小山巧南伊勢町長に対し、本件土地に設置している工作物を撤去し、本件土地を明け渡すようBに請求するとともに、相手方がこれに応じない場合にはしかるべき法的手段を講じることを勧告するよう求める。

3. 請求人の陳述等

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成27年6月23日に、請求人に対して新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、陳述において本件請求の補足を行った。そこで、「本件土地を私的に不法占拠している者に対して、工作物の撤去を求めよ。」と陳述した。

4. 監査対象事項

次のことを対象として監査を行った。

（1）本件土地に関して財産の管理を怠る事実が存在するか。

5. 事実関係の確認

対象課及び関係課を調査し、事務担当者から当該事項について聴取を行った。

（1）本件土地の境界確認の経緯について

平成4年10月29日、請求人の申請により、当時、本件土地の管理者であった建設省の代行者である三重県伊勢土木事務所が、近隣住民の立会いのもと、境界確認を試みた。その結果、本件土地は公図上の形状と現況が異なっているため、B所有の工作物は赤道上にあると推測される旨が当事者に伝えられた。また、このことから同日には境界の確認までは至らず、B所有の工作物の撤去は近隣住民

及び〇〇区による話し合いのうえ、合意があれば後日の再立ち合いあるいは境界確認書の提出により、再度、境界確認の機会を設ける方針が伝えられた。

(2) 本件土地の境界確認の経緯について

本件土地は、地方分権一括法（平成 12 年 4 月 1 日）に基づき、町の申請により国から譲与を受けた赤道である。したがって、町の所有・管理の義務は、地方分権一括法が施行された平成 12 年 4 月 1 日以降に発生している。

(3) 町の対応について

平成 25 年 7 月、請求人より町に対し、B による本件土地の私的独占をやめさせ、占有物件の撤去を求める進言があった。このことを皮切りに、請求人は役場管財営繕課を再三にわたり訪問し、B への指導等の措置要求を行った。

このことを受け、町は平成 25 年 8 月から平成 26 年 12 月までの間、B 並びにその家族や元区長を再三にわたって訪問し、工作物撤去の説得を試みている。しかしながら撤去について進展がないと判断したため、平成 26 年 12 月 10 日、B に対して本件土地上にある占有物件の撤去を要望する通知書を発送した。

また、平成 27 年 2 月 16 日には、B に対して南管第 225 号の警告書により、本件土地上にある占有物件の撤去を再度要望するとともに、法的手段で訴える用意がある旨を伝えた。

しかしながら、本件土地は道路法第 8 条に定められた認定を受けず、いわゆる法定外道路にあたるため、道路法に基づき B に対して撤去命令を行い、代執行で強制的に工作物を撤去することは不適當であると判断している。

なお、本件請求後の平成 27 年 7 月 3 日には、町からの呼びかけにより、請求人、B、C（本件土地隣接者）、D（区長）、E（覚書作成当時の立会者）、F（覚書作成当時の立会者）及び町職員の立会いのもと、本件土地の境界確認を実施し、本件土地が赤道であること、また今後、地籍調査事業実施の折には、今回確認した境界を用いることを立会い人全員が合意している。

6. 監査委員の判断

(1) 結論

監査の結果等から総合的に判断すると、本件土地の管理に関しては一部不十分な点があると認められるものの、町は現状でき得る限りの対応をとったと考えられ、漫然と放置しているとは認め難い。

したがって、本請求には理由がないものと判断し、本件請求はこれを棄却する。

(2) 結論に至った理由

本請求は、B が法定外公共物である本件土地に工作物を設置し占拠していることに対して、町がそのことを認識しつつ漫然と放置しているものであるという主張である。

地方財政法 8 条は「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」と定め、また地方自治法 138 条の 2 は、「普通地方公共団体の執行機関は（中略）当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う」と定めている。これらの規定によると、町は、公有財産たる土地（地方自治法 238 条 1 項 1 号）が第三者に占有され、工作物の設置等によってその財産的価値を減少するおそれが生じている場合には、これを阻止する義務を負い、これを行わないことが、放置期間の長さ、交渉の経緯、当該土地の利用状況や当該不法占拠が周囲に及ぼす影響などの諸要素を総合的に考慮し、町の裁量権の逸脱又は濫用と認められる場合には、地方自治法 242 条 1 項所定の財産管理を違法に怠る事実が該当するものと解することができる。

これを本件についてみると、前記確認の事実のとおり、平成 25 年 7 月以降、町担当者は、不法占拠状態を解消すべく B らと交渉を重ねるとともに、2 度にわたり文書による警告を行い、現在もなお、境界確認の作業を進めるなど、問題解決に向けた対応をとっていることが認められる。

また、本件土地を含む赤道は、B 宅に通じる道として、現在、専ら B 及びその家族によって利用されており、本件土地上の工作物が近隣住民の通行の妨げになっているという事情はみられない。そうすると、町が、即座に所有権確認請求ないし妨害排除請求等の法的手段をとらなければ、本件土地の財産価値が毀損されるという事情は認めることができない。

以上のとおり、現在、町が不法占拠状態の解消に向けて積極的かつ継続的に対応をとっており、本件土地が赤道であることを前提とした解決の可能性が存在すること、また、直ちに B に対する訴訟を提起しなければ本件土地の財産的価値が毀損されるという状況にもないことからすれば、公有財産の管理について町が有する裁量権の逸脱又は濫用があると一概にはいえず、財産管理を違法に怠っていると一方的に認めることもできない。

7. 意見

監査委員の判断は以上のとおりであるが、赤道の管理に関して、特定の個人が一部占有していることは事実であり決して容認されるべきものではない。多数の近隣住民の通行にとって支障が生じているといった事情は認められないものの、本件請求を真摯に受け止め、担当課は、今後も問題の解決に向けた措置を早急に講ずるよう、鋭意努力されることを要望する。